

## 「青森くるま旅キャンペーン」 レンタカー料金割引キャンペーン 概要

県は、新型コロナウイルス感染症の流行により落ち込んでいる本県への観光需要を生み出すことを目的とした「青森くるま旅キャンペーン」を実施します。

「レンタカー料金割引キャンペーン」では、レンタカーを利用した県内観光の促進を図るため、レンタカーを利用する商品を販売する旅行会社やレンタカー事業者等に対して、利用料金の割引額分をキャンペーン助成金として交付します。

### 1 キャンペーン実施期間

令和 2 年 1 月 1 日～令和 3 年 3 月 1 4 日

### 2 対象事業者

- (1) 旅行会社 (AGT)
- (2) OTA
- (3) レンタカー事業者

### 3 助成金の額 (割引額)

- (1) レンタカー利用料金

レンタカー利用 1 日 1 台あたり上限 5,500 円 (税込)

※レンタカーの返却までに本県の宿泊施設に 1 泊以上宿泊していること

### 4 助成要件

- (1) 交付対象事業者は、日本旅行業界及び全国旅行業協会が公表している「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」及び一般社団法人全国レンタカー協会公表の「レンタカー事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、適切に感染予防対策を実施すること。
- (2) 対象となるレンタカー利用は、令和 2 年 11 月 1 日から令和 3 年 3 月 14 日までに、本キャンペーンに参画するレンタカー事業者の県内の事業所発着でレンタカーを利用し、レンタカーの返却までに県内の宿泊施設に 1 泊以上する利用であること。なお、法人による申し込み並びに観光の用に供する自動車以外を借りて行う旅行及び県外からの乗捨て利用は対象外とする。
- (3) 助成金額を割引して販売すること。なお、車種を問わず一律同額とする。
- (4) 本キャンペーンによる割引料金を適用した商品やプランを周知・販売する際は、本キャンペーンに参加していることを明示するとともに、割引額及び割引前後の金額を明記して周知・販売すること。
- (5) 本キャンペーンによる割引料金を適用した商品やプランの募集に際しては、パンフレット、チラシ、ポスター等を作成するかホームページに掲載すること。

キャンペーンの助成内容		対象	商品造成・販売			助成先
メニュー	助成金 (割引) 額		OTA	AGT	レンタカー	
レンタカー 利用料金	レンタカー利用 1 日 1 台あたり上限 5,500 円 (税込)	レンタカー利用を含む 宿泊プラン	○	○		OTA AGT
		レンタカーのみ	○	○	○	レンタカー

●事業の流れ ※別添「青森くるま旅キャンペーン助成実施フロー」と併せてご覧ください

1. 本キャンペーンへの参加を希望する事業者には、助成金対象事業者の認定に向けた申請を行っていただきます。
2. 事務局から助成金対象事業者に認定したことを通知します。(以下、認定された事業者を「助成認定事業者」と呼びます)

※販売数は、県と事務局が協議の上、決定します。

※決定した販売数について、販売状況に応じて、販売数の調整を行う場合があります。

※本キャンペーン期間内に、当初配分した販売数の完売が見込まれる事業者については、販売数の再配分(追加)を行う場合があります。

3. 助成認定事業者には、本キャンペーンの取組に沿った商品を販売していただきます。
4. 助成認定事業者に対する助成金の交付は、交付申請書に基づき、本キャンペーン期間内の月単位で行います。交付申請書は、原則、対象月の**翌月 10 日まで**に事務局に提出してください。

※2021年3月のみ、3月19日を交付申請締め切りとします。

5. 事務局から助成金の交付決定を通知します。この時、請求可能な助成金の額が提示されます。
6. 助成認定事業者は、交付決定通知で示された助成金額の請求が可能です。助成金請求は、**交付決定通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内**に行ってください。

※2021年3月のみ、3月26日を助成金の請求締め切りとします。

7. 事務局は、請求書を受理し審査した後、速やかに指定口座に支払います。

以後、本キャンペーン終了まで3～7を繰り返します

「青森くるま旅キャンペーン」助成実施フロー



## ●留意事項

### (1) 利用特典の配布について

- ・本キャンペーン商品の利用特典として「あおり藍“除菌”ウェットシート」を用意しています。
- ・特典配付を希望する事業者は事務局に申出るとともに、キャンペーン商品を周知・販売する際に、キャンペーン商品の特典として「あおり藍ウェットシート」の先着配布を行う旨を明記してください。
- ・本キャンペーンの利用者に対し、先着順に配付してください。

### (2) 宿泊確認について

#### ①貸出時

- ・レンタカー事業者は、キャンペーンによって予約されたレンタカーの貸出時に、利用者に対して「宿泊施設が発行する宿泊証明書または領収書をレンタカーの返却時に提出すること」及び「返却時に宿泊証明書または領収書が提出されなかった場合はレンタカーの助成金額（利用日数×利用台数×上限 5,500 円税込）を請求する」旨を必ず伝えてください。

#### ②返却時

- ・レンタカーの返却店舗においては、キャンペーンによって予約されたレンタカーの返却時に、利用者から宿泊証明書等を受け取り、記録を取ってください。もし、利用者から宿泊証明書や領収書等の宿泊を確認できる情報が提出されず、レンタカー返却までの県内宿泊に関する事実が確認できなかった場合はレンタカーの助成金額（割引額）【利用日数×利用台数⇒上限 5,500 円税込】を請求してください。

## ○参考：県が実施するプロモーション ※10月23日時点

- (1) 青森県観光情報サイト「アプティネット」と連携した【青森くるま旅キャンペーン特設サイト】の開設 ※県が実施する他事業（宿泊キャンペーン等）とも連携します。
- (2) 旅行検討者に対する Facebook 広告
- (3) オンライントラベルエージェント（じゃらん、楽天）上の【青森くるま旅キャンペーン紹介ページ】の開設
- (4) 観光タクシー・貸切タクシーチラシの作成・配布  
※配布先：県内観光施設、観光案内所、宿泊施設

※本事業内では上記の取組を実施しますが、同時期に実施する他事業（宿泊キャンペーン）等でも、プロモーションを実施していき、全国のお客様に情報発信を行います。